令和３年９月１日

市立学校児童生徒の保護者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　川西市教育委員会事務局

教育推進部長

緊急事態宣言下における教育活動について

処暑の候、保護者のみなさまにおかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市教育の推進にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

現在、市内において子どもたちの感染が大きく増加している状況にありますが、子どもたちの感染拡大防止と学びの保障を両立するため、以下の取り組みを進めてまいります。ついては、保護者の皆様にもご理解とご協力を頂きながら感染拡大防止対策等に取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

１，学校における感染症対策について

①国による衛生管理マニュアルに基づき、可能な限り身体的距離を確保することや頻繁な換気、感染のリスクが高い学習活動の制限等、複数の感染予防対策を組み合わせることで、校内での感染リスクの低減を図りながら教育活動を推進していきます。

②各教科における「近距離で一斉に大きな声で話す活動」をはじめとする感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動については、緊急事態宣言下において一時的に停止します。

２，学校における教育活動について

①運動会や体育大会、校外学習（修学旅行を含む）、参観日等について、緊急事態宣言が発出された期間については実施しません。

②部活動については、９月１２日（日）までを原則休止とします。ただし、中体連等が主催並びに共催する大会への参加は可とし、大会参加に伴う最小限の練習についてはこれを認めます。

３，緊急事態宣言下において、感染が心配である等の理由で登校を見合わせたい場合の対応について

①感染が心配である等で保護者の判断により、登校を見合わせる場合は、以下の事柄について学校と対応を協議します。

ア）健康確認を含めた学校との連絡

イ）教育課程を踏まえた学習支援

上記事柄については当該児童生徒や家庭の状況を踏まえ、アプリを活用したオンラインや電話、プリントなどで対応するものとします。これらの対応を確認した場合、当該児童生徒については、校長の判断により「出席」とします。

②感染が心配である等で保護者の判断により、登校を見合わせる場合でも①の対応が難しく、自宅待機のみと判断した場合は「出席停止」とします。感染が心配で、登校園所を見合わせる場合、学校園所に相談の上、出席停止扱いとすることができます。

※出席扱いとなるがオンライン学習等により登校しない場合、緊急事態宣言下においては、他の出席停止扱いと同様に給食費を免除とします。

※感染が心配で留守家庭児童育成クラブを休ませた場合は「出席停止」扱いとなります。（令和3年8月26日以降）

４，保護者の皆様へのお願い

①各ご家庭におかれましては、毎日の登校前の健康観察をはじめ、通っている文化・スポーツ教室や地域活動等においても、黙食やマスクの着用、手洗い等の感染対策を実施願います。

②同居するご家族に発熱等感染が疑われる場合やPCR検査を受ける場合などについては、早めにお子様の登校を控えていただくなど、引き続きご協力いただきますようお願いいたします。